

特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士 大野 聖二

第55講 宇宙空間の特許係争

第1 はじめに

2017年4月号から開始された本連載も、今回が最終講となる。最終講として、宇宙空間における特許権の問題を採り上げる。現時点においては、まだ、実際に訴訟が起こっているわけではなく、現実的ではないが、宇宙開発における技術開発のスピードを考えれば、宇宙空間の特許係争は、近未来に迫っているといえる。

第2 宇宙空間の侵害行為を規定している特許

宇宙空間の侵害行為を規定して出願されている特許をざっと数えただけでも、200件以上ある。

既に成立した特許としては、例えば、「着陸機の下面に、該着陸機が月面等の天体における物体表面に着陸したときに該物体表面に所要深さ突き刺されるような長さとしてあるペネトレータを下向きに取り付け、該ペネトレータの側壁に、長手方向に所要間隔を置いて複数の開口を設け、且つ前面に地質サンプルの採取用治具を有するサンプル回収ボックスを、上記ペネトレータ内と着陸機内との間を自在に昇降できるようにしてある昇降フレーム上に、前後方向へ移動自在に備えた構成を有することを特徴とする地球外の天体における地質サンプリング装置。」¹という特許権が成立している。

この特許発明の場合、侵害行為として、地球上の「生産」行為だけではなく、宇宙空間である天体上での「使用」行為が問題なる。

また、「月の横穴空洞を活用し、住居、商店街、工場、病院、官庁、町又は無人ロボット装置を、隕石や宇宙線及び紫外線が直射しない横穴に設け、縦穴を活用し、エレベータ及び階段を設け月面と月地下への移動を容易にし、又、当該エレベータ及び階段を、月面上の光合成装置等の酸素生成による酸素と、空洞内の人間から発する二酸化炭素との通路として利用するようにし、前記エレベータおよび階段の上部に前記縦穴の開口部から隕石や宇宙線及び紫外線が侵入しないように防御体を設け、前記横穴の天井部に隕石や宇宙線および紫外線からの防御体としての太陽光、地球光、温度差等による発電エレメントを設けることを特徴とする月活用システム。」²とい

1 特許第2988140号の請求項1。

2 特許第6684502号の請求項1。